13　ＤＳＬアクセスサービス		
14　ＦＷＡアクセスサービス		
15　ＣＡＴＶアクセスサービス		
16　携帯電話・ＰＨＳアクセスサービス		
17　三・九世代携帯電話アクセスサービス		
18　フレームリレーサービス		
19　ＡＴＭ交換サービス		
20　公衆無線ＬＡＮアクセスサービス		
21　ＢＷＡアクセスサービス		
22　ＩＰ―ＶＰＮサービス		
23　広域イーサネットサービス		
24　衛星アクセスサービス		
25　専用役務	国内電気通信役務であるもの	
	国際電気通信役務であるもの	
26　上記１から25までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス		
27　インターネット関連サービス（ＩＰ電話を除く。）		
28　仮想移動電気通信サービス	携帯電話に係るもの	
	ＰＨＳに係るもの	
	ＢＷＡアクセスサービスに係るもの	
29　電報	受付及び配達の業務を行う場合	
	受付及び配達の業務を行わない場合	
30　上記１から29までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務		

注１　提供する電気通信役務の種類について、右の欄に「○」を記入すること。ただし、２及び５に該当する場合は、この限りでない。

２　単純再販の役務のみを提供する場合は、右の欄に「再販」と、卸電気通信役務のみを提供する場合は「卸」と記入すること。ただし、上記28に該当する場合は、この限りでない。

３　ＦＭＣサービスとは利用者からの随時の請求により特定される端末系伝送路設備を介して提供する電気通信役務を、フレームリレーサービスとはフレームリレー方式によりパケットを伝送交換するデータ伝送役務を、ＡＴＭ交換サービスとはＡＴＭ方式によりパケットを伝送交換するデータ伝送役務を、衛星アクセスサービスとは端末系伝送路設備として人工衛星を用いて提供されるものであつて、インターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務（主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。）をいう。

４　３に定めるもののほか、電気通信役務の種類の定義については、電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号。以下「報告規則」という。）第１条第２項に定めるところによること。

５　ＦＭＣサービスを提供する場合は、ＦＭＣサービスを提供するために組み合わせる端末系伝送路設備に係る電気通信役務について、「ＦＭＣサービス」の右の欄に「電気通信役務の種類」の欄中の項番号（１、２、６、７、８又は28に限る。）により記入すること。

６　「電気通信役務の種類」の欄中の項番号（６、７、16、17又は21に限る。）に該当する仮想移動電気通信サービスについては、上記28のみに「○」をすること。

７　「インターネット関連サービス（ＩＰ電話を除く。）」のみ、「上記１から29までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務」のみ又はこれらのみを提供する場合には、参考として、「電子メールサービス」、「ホスティングサービス」、「ＩＸサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。

８　電報の事業については、法附則第５条の規定及び電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第125号）による改正前の電気通信事業法の規定が適用されることに留意すること。

９　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

（電気通信事業報告規則の一部改正）

第二条　電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、第十六号の次に次の一号を加える。

十七　仮想移動電気通信サービス　移動端末設備（携帯電話、ＰＨＳ端末又は無線設備規則第四十九条の二十八若しくは第四十九条の二十九で定める条件に適合する無線設備に限る。以下この号において同じ。）を用いて利用される電気通信役務であつて、一端が無線により構成される端末系伝送路設備に移動端末設備を接続する利用者に対し、当該電気通信役務に係る基地局を設置せずに提供されるもの（当該電気通信役務に係る利用者料金の設定権を有する者が提供するものに限る。）をいう。

第二条第一項の表中

「

ＩＰ―ＶＰＮサービス 広域イーサネットサービス	自ら設定した閉域網を設定するネットワーク電気通信事業者の電気通信回線を用いて仮想的に構成された閉域網を設定する電気通信事業者	様式第十五

」を

「

ＩＰ―ＶＰＮサービス 広域イーサネットサービス	自ら設定した閉域網を設定するネットワーク電気通信事業者の電気通信回線を用いて仮想的に構成された閉域網を設定する電気通信事業者	様式第十五
仮想移動電気通信サービス	仮想移動電気通信サービス（携帯電話、ＰＨＳ又は無線設備規則第四十九条の二十八若しくは第四十九条の二十九で定める条件に適合する無線設備を用いて利用される電気通信役務であつて、一端が無線により構成される端末系伝送路設備に移動端末設備を接続する利用者に対し、当該電気通信役務に係る基地局を設置せずに提供されるもの（当該電気通信役務に係る利用者料金の設定権を有する者が提供するものに限る。）をいう。）を提供する事業者（当該役務の提供に係る電気通信回線設備を設置する者を除く。）に電気通信回線設備を接続し、当該事業者の当該役務の提供を受けた利用者に対し、当該電気通信回線設備を介して当該事業者の当該役務の提供に係る電気通信回線設備と接続することにより提供する電気通信役務（当該役務の提供に係る電気通信回線設備を設置する者が提供するものに限る。）	様式第十五の二

」に

改める。